

浦添市教育委員会公告第 12 号

小学校早朝管理等業務委託契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を締結したので、浦添市契約規則第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 10 日

浦添市教育委員会
教育長 嵩元 盛兼



随 意 契 約 の 事 後 公 表

1 契 約 件 名	小学校早朝管理等業務委託契約
2 契 約 内 容	平日午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの 1 時間に、 小学校の登校管理
3 契約の相手方の 名称及び住所	浦添市仲間 1 丁目 10 番 7 号 公益社団法人 浦添市シルバー人材センター 理事長 翁長 盛正
4 契約の相手方と した理由	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体 であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のため に、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務 を行っていること。
5 契約締結日	令和 2 年 4 月 6 日
6 契 約 金 額 (消費税及び地方消費税込み)	1, 327 円 (就業 1 人 1 回当たりの契約単価・事務費等含む)